

男女共同参画推進員 を設置しましょう

～ひとりひとりが輝く社会へ～

男女共同参画推進員とは何ですか

職場における男女共同参画を推進するため、男女共同参画に関する企画立案、普及活動などに中心となって取り組んでいただく方です。

群馬県では、平成16年3月に「群馬県男女共同参画推進条例」を制定し、事業者の方々に、男女共同参画の推進に係る普及啓発その他の活動を行う「男女共同参画推進員」の設置をお願いしています。

選任にあたっては、事業所において人事労務管理について責任を有する方をお願いしています。

どのようなことに取り組みばよいのでしょうか

仕事と家庭が両立できる職場づくり

- 育児・介護休業が取得しやすい仕組みや環境の整備
- 男性の育児・介護休業取得促進
- 育児休業後の職場復帰支援
- 短時間勤務やフレックスタイムなど多様な働き方の導入
- 半日又は時間単位の休暇制度の導入

女性の能力活用

- 各種研修への女性の参加促進
- 性別にとらわれない能力や成果に配慮した人事制度の確立

男女が共に働きやすい職場環境づくり

- 残業の削減促進
- 計画的に有給休暇が取得しやすい環境づくり

セクシャル・ハラスメントの防止

- セクシャル・ハラスメント防止の方針の周知
- 相談・苦情受け窓口の整備
などがあげられます。

「男女共同参画推進員」を設置している県内事業所数

平成25年12月末現在で、県内にある413事業所が「男女共同参画推進員」設置の届け出をしています。

県は、男女共同参画推進員の活動に対して次の支援をします

- 各種セミナー、講演会の案内をします。
- 男女共同参画に関する資料や情報を提供します。
- 出前講座を実施します。
- 女性が活躍する職場や男女共同参画を進める事業所の取り組みを紹介し、事業所のイメージアップを図ります。

男女共同参画推進員の選任・届け出は

- 人事労務管理について責任を有する方をお願いしています。
- 選任または変更された場合は下記届出用紙に記入し、FAXまたはEメールで、群馬県生活文化スポーツ部人権男女共同参画課あて提出してください。

問い合わせ・届出提出先

群馬県生活文化スポーツ部人権男女共同参画課

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1

TEL.027-226-2902 FAX.027-220-4424 E-mail:jinkendanjoka@pref.gunma.lg.jp

男女共同参画推進員の選任・変更届出用紙

平成 年 月 日

| | | | |
|----------------|--------------------------------|-------|--------------------------------------|
| (ふりがな) 事業所名 | | | |
| 所在地 | 〒 | | |
| 代表者 職・氏名 | | | |
| 主な事業内容 | | | |
| 従業員数 | 人 | 内訳 | 女性 人(うち短時間労働者 人) 男性 人(うち短時間労働者 人) |
| 男女共同参画推進員 | 新規設置 ・ 届出内容の変更(どちらかに○をつけてください) | | |
| | 所属部課 | | |
| | 役 職 | | |
| | 氏 名 | (男・女) | |
| 連絡先 | ● 電話 ● FAX ● Eメール | | |